

市長の政治姿勢について
憲法と行政のかかわりは

釘丸久子議員 今、憲法改定、特

6月議会一般質問が6月7日から12日にかけて行われました。党議員団は7日の午後質問しました。登壇での発言と、市長及び教育長の答弁です。

に96条改定の論議が沸騰しています。

6月4日付朝日新聞の天声人語は、自

民党元幹事長の古賀誠氏が日本共産党の「しんぶん赤旗」に登場したことを驚きをもって伝えていました。次のとおりです。「試合に勝てないから、ゲームのルールを自分の有利なように変えるようなもの。何に使うかわからないが、とにかく拳銃をくれ、というようなもの。96条の改正を先行させようという発想は、様々に批判される。要は虫が良すぎませんか、と▼この件で自民党元幹事長、古賀誠氏の発言が話題になっている。共産党の機関紙「しんぶん赤旗」日曜版のインタビュに答え、96条改正について「私は認めることはできません。絶対にやるべきではない」と言い切った▼議員を退いた身とはいえ、自民党の重鎮が宿敵というべき共産党の求めに応じるとは驚きだ」と書いています。

それ以前にも、朝日新聞紙上で、改憲に賛成の慶応大学教授・小林節氏が96条改定に反対の意見を述べています。「これは憲法の危機だ。権力者は常に墮落する危険があり、歴史の曲がり角で国民が深く納得した憲法で権力を抑えたいというのが立憲主義だ。だから憲法は簡単に改正で

きないようになっていく。96条改定は「裏口入学」であり、憲法の破壊だ」と述べています。

そもそも、憲法は、国を統治する支配者の権力を制限することによって、国民の基本的人権を守るものです。憲法に則って、法律が作られます。地方自治法もその一つです。

公務員の皆さんはもちろん、市会議員も含めてこの憲法や地方自治法を順守することが求められています。地方自治法にいう「福祉の増進」に向ける市長の政治姿勢を伺います。

職場環境の整備、条例制定とその実効性、開発行政における居住環境の維持についても、この観点からの質問です。

地方自治法の「福祉の増進」に向けて

・日本国憲法と地方行政の関わりをどう認識し、具現化しようとしているか

市長 地方自治法に規定する住民福祉の増進を図るため、地方自治は、住民の意思に基づいて、地方公共団体が自らの責任の下に行われるべきものと認識しています。こうしたことから私は、自らの信念である『現地対話主義』を貫き市民の皆様からいただいた貴重なご意見やニーズを積極的に市政に反映してまいりました。

今後におきましても、市民協働により策定した総合計画や、マニフェストに掲げた百の実行計画を着実に推進することで引き続き、市民福祉の増進の具現化に、鋭意努力してまいります。

市民サービスを保障するための職場環境整備について
・現状と課題は何か

市長 職場環境につきましては、職場内ミーティングの実施や、報告、連絡、相談のいわゆる「ホウレンソウ」の徹底により、職員間のコミュニケーションを活性化することで、明るく、風通しの良い雰囲気づくりに努めるとともに、「みんなであつくり元氣なあつぎ」をスローガンに掲げ、全職場には5項目からなる職員心得を掲示するなど、意識高揚を図っております。

今後におきましても、更なる市民サービスの向上に向け、円滑な職務執行ができる、快適な職場の環境整備に努めてまいります。

条例制定とその実効性の取り組みについて

・現状と課題は何か。

市長 市民参加と市民協働を基本に政策課題を解決するという私の強い思いから、十の条例の制定に取り組んでまいりました。これまでに、十の条例のうち九条例を制定し、残る一条例も、今年度中の制定を目指しているところでございます。

なお、条例は、制定後の適正な運用によって初めてその効果を示すことができますので、自治区本条例では、その運用状況について市民参加による点検、評価を行うなど、実効性を高めるための様々な取組を行っております。

開発行政について

・開発団地の居住環境を維持するための対応は。

市長 開発行為等によって整備し、市に帰属した道路や公園等の公共施設につきましては、設置の目的にそって、適切に維持管理をしてまいります。

今後につきましては、各地区の年齢構成や建物形態等を適切に把握するとともに、土地利用規制の検討など地域特性に応じた対策に取り組んでまいります。

今週の活動から

一般質問後の6月10日（月）朝、本厚木駅頭で



その内容を報告しました。駅頭宣伝は30年以上続いています。（上：釘丸久子議員）



一般質問が終わりホッとしたりと、久しぶりに針と糸をもち、控室でクッションカバーを作りました。（下：栗山香代子議員）